

多世代での居住を考える方へ お得な多世代住宅補助金 のお知らせです

- ! 4月1日から補助金の限度額・加算額等が改正されます
- ! この制度は令和5年3月31日までの受付分で終了予定です

本市では、多世代で居住するための住宅等の建築や取得、リフォームに対して補助金を交付しています。

●対象者

市内において下記のいずれかの多世代居住の要件を満たす人(5年継続して居住する必要有)

三世帯居住→小学校修了前の子とその親及び祖父母等が同居、隣居又は近居すること

二世帯居住→75歳以上の人とその子(又は孫)で同居又は隣居すること

※同居…同一棟で居住すること。

隣居…隣接して居住すること。

近居…半径2km以内に土地を購入し居住すること。

※新たに多世代居住する場合、既に多世代居住している場合のいずれも補助対象。

●対象となる住宅

下記のうち令和元年7月1日以降に契約した自己所有するもの

- ・一戸建ての住宅
- ・併用住宅(住宅部分の床面積が2分の1以上のもの)
- ・共同住宅及び長屋

●対象経費

- ・新築、増築、改築に係る費用
- ・取得(建売住宅、マンション等の購入)に係る費用
- ・リフォーム(同居のみ。多世代住宅のための間仕切りの変更等)に係る費用

※バリアフリー改修費は対象外。

●補助金額等

対象経費の3分の1、限度額・加算額は下表のとおり

※リフォームの限度額は各限度額の2分の1。

<加算額について>

加算額1(耐震又は空き家加算)→前年度以前に耐震診断済の耐震性のない住宅を除却した場合又は1年以上使用されていない空き家を除却又は取得した場合に加算。

加算額2(マチナカ居住加算)→マチナカ居住誘導区域外からマチナカ居住誘導区域内に転入し、建築等する場合に加算。

加算額3(多子加算)→申請者に小学校修了前の子が複数いる場合に加算。

! **4月からの主な改正点**

- ・一部限度額の変更
- ・加算額2の要件及び加算額の変更
- ・新たに加算額3を新設



形態	世代区分	限度額	加算額1	加算額2	加算額3	合計(最高)
同居又は隣居	三世帯	30万円 (長屋は15万円、共同住宅は同居のみ15万円)	20万円	20万円	2人→10万円 3人→20万円 4人以上→30万円	100万円
	二世帯		20万円	20万円	なし	70万円
近居	三世帯のみ	20万円 (長屋・共同住宅は対象外)	20万円	20万円	なし	60万円

●申込み 領収書の日付から6カ月以内に申請書・必要書類を持って建築課へ。補助条件が複雑なため、事前に相談の上、申請してください

- 申請額が予算額を超えた時点で受付を終了します
- 申請書等は同課・市HP(右記QRコード)で配布

